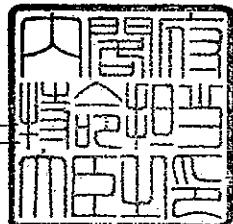


消 安 全 第 142 号
平成 24 年 6 月 21 日

消費者委員会委員長
河 上 正 二 殿

内閣府特命担当大臣(消費者)
松 原 伸



「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」に
対する消費者庁の実施状況の報告

「エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議」(平成 23 年 12 月 21 日付け府消委第 288 号)に対する、消費者庁の実施状況を下記のとおり報告します。

記

1. 「1 健康被害等に関する情報の提供と的確な対応」について

- (1) 消費者庁は、都道府県に対し、消費者相談において、エステ・美容医療サービス関連で、健康被害に係る情報や施設の衛生管理等に問題があることが推測される情報を得た場合には、保健所等関係部局に当該情報を提供するよう要請すること。

消費者庁は、各都道府県・政令指定都市に対し、「消費者から寄せられたエステ・美容医療サービスによる健康被害等に関する情報への対応について(依頼)」(平成 24 年 3 月 22 日付け消安全第 218-1 号)により要請を行った。

具体的には、消費者行政担当部局に対し、消費者からエステ・美容医療サービスに関する健康被害に係る情報や施設の衛生管理等に問題があることが推測される情報を得た場合には、①衛生主管部局(保健所、医療安全支援センターを含む。)への情報提供、②消費者に対する衛生主管部局の相談窓口の紹介など、適切な対応を依頼している。

(3) 消費者庁は、今後の健康被害の発生状況、上記取組状況等を踏まえ、必要に応じて、関係省庁への要請、消費者安全法に基づく注意喚起及び措置要求を行うこと。

消費者庁は、エステ・美容医療サービスに関して、平成22年2月にまつ毛エクステンションの注意喚起及び厚生労働省へ安全性の確保策を講じるよう要請を行っている。

この他に、被害の発生状況を踏まえ、平成23年7月にブライダルエステの危害について、10月にアートメイクの危害についてそれぞれ国民生活センターから注意喚起が行われている。

消費者庁は、今後も健康被害の情報を把握しながら、必要に応じて、関係省庁への要請のほか、消費者安全法に基づく注意喚起及び措置要求を行うこととしている。

2. 「3 不適切な表示(広告)の取締りの徹底」について

(2) 消費者庁は、都道府県(景表法所管部局)に対し、医療機関が行う広告についても法執行の対象となることを徹底するとともに、不適切なインターネット上等の表示について、自らも法執行を適切に行うこと。

消費者庁は、都道府県等消費者行政担当課長会議(平成24年4月26日開催)及び消費者庁所管法令執行担当者研修(平成24年5月15日開催)において、医療機関も景品表示法上の「事業者」に含まれるものであり、これらの機関が行うインターネット上の広告等に不当表示の疑いがあるとの端緒を得た場合、積極的に調査を行うことが望まれることを伝えた。

消費者庁としても、景品表示法に違反する事実に接した場合には、厳正に対処する。

以上